平成 2 2 年 (行 1) 第 1 9 5 号 分限免職処分取消請求控訴事件 控訴人 疋田哲也 被控訴人 東京都

控訴理由書

2010年(平成22年)6月30日

東京高等裁判所第14民事部 御中

控	訴	人	疋	田	哲	也	印
上記訴訟代理人弁護士			津	田	玄	児	ED
同			福	島		晃	印

第1 はじめに

- 1 本件は、東京都の公立中学校の教諭である控訴人が、「教員としての職の適格性を欠くもの」として、地方公務員法28条1項に基づき、分限免職とされた事案である。
- (1)ところで、公務員の分限免職制度については、公務員は強度の身分保障を受けていることから、公務員が自らの意に反してその身分を失うのは、懲戒処分の場合と、分限処分の場合に限られる。

地方公務員法28条に基く分限処分については、昭和48年9月14日最高裁判 所第2小法廷判決は、「分限制度は、公務の能率の維持およびその適正な運営の確 保の目的から同条に定めるような処分権限を任命権者に認めるとともに、他方、公 務員の身分保障の見地からその処分権限を発動しうる場合を限定したものである。 分限制度の右のような趣旨・目的に照らし、かつ、同条に掲げる処分事由が被処分 者の行動、態度、性格、状態等に関する一定の評価を内容として定められているこ とを考慮するときは、同条に基づく分限処分については、任命権者にある程度の裁 量権は認められるけれども、もとよりその純然たる自由裁量に委ねられているもの ではなく、分限制度の上記目的と関係のない目的や動機に基づいて分限処分をする ことが許されないのはもちろん、処分事由の有無の判断についても恣意にわたるこ とを許されず、考慮すべき事項を考慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断 するとか、また、その判断が合理性をもつ判断として許容される限度を超えた不当 なものであるときは、裁量権の行使を誤つた違法のものであることを免れない」と し、1項3号にいう「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、「当該職員の簡単 に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務 の円滑な遂行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合を いうものと解されるが、この意味における適格性の有無は、当該職員の外部にあら われた行動、態度に徴してこれを判断するほかはない。その場合、個々の行為、態 度につき、その性質、態様、背景、状況等の諸般の事情に照らして評価すべきこと はもちろん、それら一連の行動、態度については相互に有機的に関連づけてこれを 評価すべく、さらに当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素をも考慮する 必要があり、これら諸般の要素を総合的に検討したうえ、当該職に要求される一般 的な適格性の要件との関連においてこれを判断しなければならない」とされ、原審 判決もこれを判断基準とする(51p)。

さらに判決は、降任と免職の違いにふれ、「ひとしく適格性の有無の判断であっても、分限処分が降任である場合と免職である場合とでは、前者がその職員が現に就いている特定の職についての適格性であるのに対し、後者の場合は、現に就いている職に限らず、転職の可能な他の職をも含めてこれらすべての職についての適格性である点において適格性の内容要素に相違があるのみならず、その結果において

も、降任の場合は単に下位の職に降るにとどまるのに対し、免職の場合には公務員としての地位を失うという重大な結果になる点において大きな差異があることを考えれば、免職の場合における適格性の有無の判断については、特に厳密、慎重であることが要求されるのに対し、降任の場合における適格性の有無については、公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的に照らして裁量的判断を加える余地を比較的広く認めても差支えないものと解される。」として、免職については、適格性の判断は、特に厳密、慎重であることが要求されるとしている。

この最高裁判決の示した判断は、これ以後「その職に必要な適格性を欠く場合」について判断をした判決において、例外なく判断基準とされており、本件においても当然その基準は踏襲されるべきものである。本件では、原告は、東京都教育委員会の原告に対する分限免職処分が、この基順に照らして「その職に必要な適格性を欠く場合」には当たらないのに、なされたことを問題にするものである。

したがって、同法28条1項3号所定の処分事由について、「その職に必要な適格性を欠く場合」とは、本来、極めて例外的、限定的に解されるべきものであるはずである。

(2)控訴人は、平成15年10月3日付け、小平教育委員会の、小平市立第五中学校長宛、貴校所属の疋田哲也教諭に「平成15年10月6日から平成16年3月31日まで、教育公務員としての資質・能力を高め信用を回復するため、現任校を離れて研修を受けること」について、職務命令を発するよう発した職務命令(甲54)に基く、小平市立第五中学校長の職務命令により、平成15年10月6日から平成16年2月23日(本件処分により教員の職務を失ったため中断した)まで、小平教育委員会の研修をうけている(判決49p)。その課題は、半日を単位にして、全体で142単位であるが、そのうち体罰にかかわると思われる生活指導・生徒指導が13単位、生徒理解が11単位、人権・道徳(教育)が15単位、教育相談が9単位の合計48単位の34%を、また職務命令・服務に関すると思われる服務が7単位、教育法規が3単位、教育公務員が3単位、校務分掌・分掌組織が7単

位の合計20単位の14%をしめ、さらに自己課題・教育課題・課題研究など当面 する課題を考えることが28単位の20%を占めており(甲8号)、原告が問題と された課題について、向き合い認識を深め、教師としての適正を獲得し、高める機 会として構成されていることは明らかで、別に分析するとおり、控訴人自身が研修 の単位が終る毎に、研修を命じた澤川校長宛にして、小平市教育委員会の担当者で ある 理事に提出した報告書にその成果が現れている(甲27)。そして原審判 決はその控訴人作成の報告書について、市教委の稲葉理事、 理事は目を通して いたが、都教委の関係者は目を通していなかったと認定し、更に市教委は、本研修 の状況について、市教委が認識した事実は口頭でその状況を、都教委の関係者に伝 えていたと認定し(判決49p)ている。そして市教委は研修の成果は、2月3日 の「内申に当たり、その当時まだ継続中であった本件研修における控訴人の取り組 み方については、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、 一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと認識していた」とも認定している (判決48p)。

(3)この控訴人が研修の都度作成し、市教委に提出した報告書は、研修で控訴人の教育者としての適性を含む状況がどう変わったかを判断する重要な素材であり、別にその評価は展開するものであるが、少なくとも、この資料を判断の材料としないで本件処分が行われたことは間違いない。原審判決は、この資料について、市教委の評価を口頭報告で、確めたのだから考慮すべき事項は考慮したことになり、考慮すべき事項を考慮しないことにはならないとするようである。しかし、原審判決は更に加えて、こうした報告が都教委は、「本件研修については、もっぱら、原告を生徒の前に立たせないための措置であると考えていた」とも認定しているのである(判決49p)。これを合わせると、都教委がそのような認識をしていることを良いことにし、進行している研修の状況については、控訴人の提出した、研修で日々変化してゆく、控訴人の状況を報告するのではなく、あえて「決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る

材料ではない」と報告したことが疑われるのであり、その結果控訴人の状況が、正 確に反映しなかったということになる。市教委の服務違反の報告は、それまでその 正確さについての疑問は残るが、具体的な行為・資料を踏まえて、それを明かにし て、行われてきている。それがこの段階においては、控訴人から毎日報告が出てい るのに、それに一切触れないまま、その資料も添えないで、「本件研修における控 訴人の取り組み方については、決められたものをこなしており、それ以上でもそれ 以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと認識していた」と 報告して済ませているのであり、少なくとも都教委は、市教委のそのような抽象的 な根拠のない評価だけの報告に対し、市教委にその判断の根拠になる事実を明かに する報告を求める義務があったというべきである。そうすれば当時市教委が保管し ていたはずの甲27の提出がなされ、それに従って控訴人の教員としての適性につ いて、正しい判断がなされたはずである。少なくとも、このような事実を見逃した (いや知っていながらあえてそのような判断をして都教委の処分を救済した)原審 判決は、考慮すべき甲27を考慮しなかったというべきで、「考慮すべき事項を考 慮せず、考慮すべきでない事項を考慮して判断した」ものとして、その判断を誤っ たものとして、破棄され請求は容認されるべきである。

(4)広島高等裁判所岡山支部平成21年12月24日判決(甲224)は、指導力不足として研修を受けたが、「その職に必要な適格性を欠く場合」にあたるとして、分限免職とされた教員につき、原審の岡山地裁が、「前記(1)イの事実(37丁)によれば、原告は、威圧感を与えない授業を目指しているとのことであり、また、注意しても聞いてくれない生徒がいたことを自認しているほか、原告の教え子の陳述書中にも、授業中に立ち歩く生徒がいた旨が述べられていることからすると、原告の授業においては、初任の高松中に勤務していた当時から、原告が注意しても教室内が騒がしかったり、生徒が立ち歩いたりすることが再々あったことが容易に推認されるところであって、このような原告の授業の実態からすれば、校長、教頭及び同僚教員から授業が成立しないとの厳しい評価を受けるのも当然である。

そして,市教委が県教委に対し,原告を指導力不足等教員に認定するよう申請した 前記(1)ウ(38丁)に摘示の理由からすれば、原告の授業の上記のような実態 とこれに対する評価は、原告が指導力不足等教員に認定された平成17年3月10 日まで続いていたものと認められるから、この点は、原告の教員としての適格性を 疑わせるに十分というべきである。」「また,原告は,本件研修を受けるまでワー プロないしパソコンで文書を作成することができず,そのため,定期考査の試験問 題も,手書きで字が汚かったり,市販の問題集を切り貼りして作成し,しかも,B 教頭からは、問題自体が何を尋ね、何を答えてよいのか分からないとの評価を受け るほどであって,このように,原告が適切に試験問題を作成することができないと いうことも,原告の教員としての適格性を疑わせるに十分であるが,特に,原告の 年齢、学歴、教員としての地位等にかんがみると、原告が本件研修を受けるまでワ ープロ等で文書を作成することができなかったというのは,同世代の教員にあって はおよそ考え難いところであって,この点も,原告の「向上心の少なさ」を物語っ ているといわざるを得ない。」「さらに、原告は、平成17年度に本件研修を受け たが、その結果は、前記(2)ア(39丁)、イ(41丁)のとおりであり、研修 前に比して改善された点がないではないが,総じて低い評価であり,そのうち,授 業が成立しないとの点については、第3回指定授業の際にも、C校長から、授業規 律が乱れてしまう場面があったとされ,試験問題の作成についても,教育センター 所長の総括では,苦手であると思われるとされているのであって,上記の問題点が 改善、解消されたとはいい難いほか、指定授業の評価も3.1点であり、24年の 経験を有する教師としては甚だもの足りない点数であったというほかはない。」「し たがって,原告については,上記の点だけからしても,児童又は生徒に対する指導 が不適切であって,研修等必要な措置が講じられたとしてもなおこれを適切に行う ことができないと認められるから,地方教育行政法47条の2第1項各号に該当す る事由があるものと認められる。」とした認定(甲207-44p~)を変え、「証 拠(乙18)には、研修指導者の、被控訴人について、指摘されたことを十分に理

解できないとか、生徒の思考との間に距離があるとか、何を学習しているか分から ない授業があるとか、授業の目的や授業の繋がりといったものが分かっていないと か、指導案について只のことばに終わっているとか、授業改善に取り組もうとする 姿勢が見られないとか、生徒とのトラブルを避ける気持ちが強く、具体的指導を恐 れているとか、生徒への愛情が感じられないとか、極めて厳しい批評が目立つが、 実践研修ではそれなりの成果を挙げていることや、本件研修前及び本件研修中の被 控訴人の実践状況と上記批評は差がある上、上記は研修指導者の理想とする教育者 の姿と対比して、専ら批判的観点から記載しているものと考えられ、被控訴人の評 価として妥当とは思えず、採用出来ない。」「上記 、 及び前記一認定を総合す ると、被控訴人は、教員として期待される指導力について、学習指導における専門 的技術面において理解しやすい指導という点でなお不十分さがあり、生徒指導の弱 さはかなり著しく、課題を残し、そのため授業における規律を、授業を受ける生徒 の個性によっては十分維持することができないことがあるが、技術面では、本件研 修中の努力を加えて、パソコンの習熟を含めて教材、試験問題の改善は顕著であり、 授業中の指導、安全確保にも進歩がみられ、授業によっては生徒を引き入れ、感嘆 させるほどの成果も挙げており、生徒指導面でも相当改善しているのであり、なお、 指導力不足が多少はあるとはいえ、専門的知識、技術等の不足や、指導方法の不適 切のために学習指導を適切に行うことができない状況とまで認められない。」など とし、「以上の検討によれば、本件処分時点において、被控訴人には、学習指導面、 生徒指導面、その他事務処理、コミュニケーション等において、その簡単に矯正で きない持続性を有する素質、能力、性格等に起因して教員としての職務の円滑な遂 行に支障があり、または支障を生ずる高度の蓋然性があるとは認められない。」「従 って、被控訴人が教職に必要な適格性を欠くとはいえない」と研修の成果を加えて 判断している(甲224-59p~)。

(5)本件では、指導力不足ではなく、体罰と職務遂行に必要な資料保管、通勤方法の変更について、指導に従わなかったことが問題にされているが、研修において、

問題を認識させ、克服の道筋を与えることができれば、その克服は指導力不足の場合より容易なはずである。そして被控訴人は見事に、解決の糸口を掴み変身を遂げたのである。それを評価する材料としては、甲27が唯一最適なものである。それは客観的に存在し、都教委が市教委に求めれば、容易に検討できたものである。それがたまたま、都教委は、「本件研修については、もっぱら、原告を生徒の前に立たせないための措置であると考えていた」と考え、市教委は、甲27の内容を検討しないで、「決められたものをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではないと認識していた」ため、把握すべきで、把握可能であった控訴人の報告書が、検討されないまま、「その職に必要な的確性を欠く」場合にあたるとした本件処分が容認されたに過ぎない。まさに、考慮すべき事項(甲27)を考慮せずに判断したものであり、それを看過した原審判決は、地方公務員法28条1項3号の解釈を誤まったものである。

- (6)なお、地方公務員法28条1項3号による、分限免職は免職時点において、「その職に必要な適格性を欠」くものでなければならない、問題を克服するための研修を受けている者については、まさにその成果を踏まえた処分時に、「その職に必要な適格性を欠」いたかどうかが問題になるのであり、その点は過去の問題行動の責任が問題とされる、地方公務員法29条1項の場合と異なるのである。甲27の報告書のほとんどは、処分時に市教委に存在しており、都教委においては、その検討は可能であった。原審認定によると、市教委は研修において認識した事実・状況を口頭で都教委の関係者に伝えていたのであるから、その報告書は検討することが可能であり、都教委は可能である報告書の検討を怠ったということになるのである。考慮すべき事項を考慮せずになされた処分であり、あらためてそれを考慮すれば、処分は容認できるのかが問われるのである。
- 2 ところで、本件において、控訴人の実際の人となりをよく知る控訴人代理人や、 実際に控訴人から直接教育を受けた教え子、教育活動を控訴人のそばで見てきた者 (陳述書を書いていただいた保護者、元同僚、元上司の方々など)、そして現に控

訴人から直接教育を受けている者にとっては、控訴人が「教員としての適格性を欠く」という原判決の結論はなんとも理解しがたいところである。

本来、極めて限定的にしか発動されないはずの分限免職処分が、控訴人に対して はいとも容易に発令されてしまったこと、そして第1審裁判所もそれをいとも容易 に追認してしまったことには、戸惑いを覚えざるを得ない。

(1)控訴人の教育実績、教員としての優れた能力

控訴人は、教員として、他の教員とは比べものにならないほどの優れた教育実績を有していた。詳しい実績は、訴状において11枚にわたる詳細な一覧表を提出しているのでここでは繰り返さないが、

採用当時からの熱心な生徒指導。

実践的・特徴的な、生徒に興味を持たせる理科教育の実践。

性教育実践。

特に、

- ・1990年代前半からの全国に先駆けてのエイズ教育の実践(NHKの報道番組にも取り上げられている。)。
 - ・東京都から委嘱を受けての性教育研究活動への従事。

など、控訴人の性教育実践は、公にも認知され、承認、推奨されてもいたものであった。

学校内での学校行事(文化祭・体育祭・合唱祭など)への積極的な関与。

部活動指導。特にソフトテニスに関しては、部活動立ち上げから数年で強豪校に まで育成した。

学校外での東久留米市等からの委嘱を受けた教育活動への従事。

等々、簡単に挙げただけでもこれだけのものがある。

原判決は、これだけの控訴人の教育実践の事実は認めながらも、それを十分に評価せず、「これまでの教育活動や実績・・・を考慮してもなお適格性に欠ける」(原判決65ページ)とあっさりと判断してしまった。

これらの控訴人の教育活動実績の事実は認めながらも、有機的に判断することもなく、何故にこれだけの教育実績がありながらもなお「適格性に欠ける」のか、教育実績および教員としての優れた能力についてどのように評価したのか、何ら触れられていない。

これは、明らかに、昭和48年判例が示した、「要考慮事項の考慮をしない場合は違法」という判断基準に違反するものである。

- (2)控訴人についてのトラブルは、専ら、26年間の教員歴の最後の2年間、澤 川校長・岡崎教頭との軋轢の問題。控訴人については処分歴すらない。
- あ)控訴人は、澤川校長・岡崎教頭から自動車通勤問題をきっかけとする圧力を受けるまでは、さしたる問題もなく教育活動を継続してきた。

なお、被控訴人は、控訴人の東久留米西中時代の「トラブル」を主張し、控訴人が小平五中に赴任する以前からの問題教員であったかのような主張をする。

しかし、控訴人に東久留米西中時代から問題があった旨の被控訴人の主張の根拠の中心は、出所不明の怪文書(乙41)であり、この怪文書の内容の真偽については被控訴人からは全く明らかにされていないし、逆に 証人により、怪文書の内容は否定されている。この怪文書を巡る井戸川教頭の証言に何らかの意味があったとすれば、怪文書をめぐる混乱についての収拾の付け方についての教頭と控訴人の相違という程度の意味しか無い。当時、教頭としては新任で、西中に赴任したばかりの井戸川教頭が、ご苦労されたことはその通りなのかもしれないが、控訴人の怪文書事件についての収拾の仕方が何らかの職務命令違反やその他の非違行為を構成するという性質のものではない。

したがって、乙41の怪文書を巡る対応について、控訴人の教員としての不適格 性の表れとすることは全くの誤りである。

結局、控訴人についてのトラブルなるものは、澤川校長・岡崎教頭が小平五中に 赴任して以降の僅か2年間に発生した事例である。それも専ら自動車通勤問題を発 端とする校長・教頭からの軋轢の中で生じたものであり、これをひとえに控訴人の 適格性のみに起因する問題とするのは、誠に不当である。

なお、澤川校長,岡崎教頭赴任以前には、控訴人において、特に教員としての職 務遂行上問題となる点がなかった、少なくとも不適格性の徴表とされるほどの事情 がなかったことについては、新たな立証方法を検討中である。

本件の控訴人に対する分限免職処分は、これまでに格段の懲戒処分はおろか、と りたてての指導・注意歴もない控訴人に対して、いきなり行われた処分であり、そ の点からも過酷に過ぎることは明らかである。

以上の通り、客観的に見るならば、控訴人が「教員として適格性を欠く」として、 本件分限免職を適法として維持できるほどの酷い先生ではないことは明白である。

なお、このことは、控訴人の関係者からかくも多くの陳述書が寄せられていること、多くの署名も寄せられていること、そして、現に控訴人が私立中学・高校等において理科教員として教鞭を執り、しかもその評判もよい、というその事実だけからでも否定のしようがないはずである。

3 にも関わらず、原判決が、かくも簡単に、控訴人を不適格認定してしまったの は何故であろうか?

この点については、詳しくは後述するが、原判決が、控訴人の体罰事件をことさらに過大評価するとともに、当時の教職員間における誤った体罰認識の蔓延状況をもことさらに無視し、結果、控訴人の体罰行為をことさら特別視した結果、「控訴人が、当時、体罰でないと認識していたとは到底信じがたい」と結論付けたことが、誤りの出発点となっているように思える。

つまり、体罰行為当時に控訴人が自らの行為が「体罰」に該当することを認識していた、との認定を行うことにより、控訴人の体罰行為の重大性のみならず、「確認書」についての悪質性も強調され、さらには研修による認識の改善という成果についても、原判決は否定し、さらには、この訴訟行為を行っていること自体を「嘘つきの表れ」とまでして、不適格性の徴表事由としてしまった。

控訴人としては、生徒に対する体罰行為の内容も悪質性は低いこと、同じ小平五

中内でより悪質な体罰が行われていながらむしろ澤川校長・岡崎教頭もそのもみ消しを行ったこと、控訴人の体罰行為当時は、一般教員の間でも体罰認識はあいまいでありそれは澤川校長・岡崎教頭・井戸川教頭の体罰認識も同様であったこと(彼らについては逆に今でも体罰認識は控訴人に比して曖昧である。)、原判決が重視した東久留米市教委による体罰教育もむしろ逆に教員の体罰認識を曖昧にさせるものであったことを明らかにし、当時、控訴人が自己の行為を「体罰ではない」と誤解することもやむを得ない、むしろ当たり前であるとも言える事情があったことを示したにも関わらず、原判決はこれらの控訴人の主張をさしたる理由も付することなく、何故かことごとく斥けて、上記のような認定を行い、控訴人に矯正しがたい持続的な性格に根ざす不適格性あり、と判定してしまった。

4 また、原判決については、例えば客観証拠である録音証拠は重視せず、ともすれば水掛け論になりがちな澤川・岡崎・井戸川証言を重視して、被控訴人に有利な事実認定を行い、かつその証拠の取捨選択の理由は一切述べないなど、「分限免職維持」の結論先にありき、それに従って、何の論理的な裏付けも無しに採用すべき証拠を取捨選択したという恣意的に演繹的な事実認定を行ったとしか思えない。

詳しくは次章以下で述べるが、かような事実認定のあり方は、裁判所の事実認定 としては、あまりにもお粗末と言わざるを得ないものである。

控訴審裁判所においては、はじめに結論ありき、という演繹的事実認定を行うのではなく、訴訟法の原則、事実認定の経験則に則って、客観証拠を積み上げた上で、 改めて何が真実であったかを探求する帰納的な事実認定を行っていただくことを強 く求める次第である。

第2 控訴人も含めた教育現場における体罰認識について

1(1)原判決は、控訴人の体罰認識について、以下のように認定している(55ページ~)

「・・・前記態様で暴力を加えることが社会通念に照らして許容されるものでは

ないことは明白な事柄であり、原告がこのような明白な事実を当時認識していなかったとは考え難い。」

「そして、東久留米市において、・・・市内の教員らに対し、「体罰は、法律で禁止されています。体罰とは、子どもに対して身体的にはもとより精神的にも苦痛を与えるような懲戒のことです。」等、体罰を禁止する指導があったと認められる。ところ、原告本人は、上記指導は「やや強度のスキンシップ」を許容するものと理解していた旨供述しているが、上記指導内容に照らしても、ベテラン教員である原告が東久留米市の上記指導をそのように誤解していたと認めるのは困難である。」

「以上のとおり、前記各行為当時は体罰であるという認識がなく本件研修によって初めて体罰であると認識できるようになった旨の原告の主張は採用できない。」 上記認定の結果、原判決は、

体罰行為自体が体罰であるとの認識で行っているのでそのような控訴人には教員 としての適格性を欠く。

体罰認識ありながら聞き取り拒否をしたことは信頼関係を著しく損なう。

体罰認識ありながらの「確認書」要求は隠蔽行為。

と判断し、さらには、

本件訴訟においても自己の主張を正当化する主張を繰り返しており、真摯な反省がない。

とまで言い切っている。

(2)しかし、控訴人が、体罰行為当時に、自らの行為を「体罰」ではなく「強い 指導」ないし「強度のスキンシップ」と認識していたことは、以下の点からも明ら かである。

むしろ、裁判所には、学校の教育現場における教員の体罰に関する理解の欠如が あることが明らかである。

2 学校体罰の実態・意識をめぐる調査結果について

甲17(「懲戒・体罰の法制と実態」)

(1)以下は、文部省科学研究費「児童・生徒に対する懲戒・体罰に関する教育学・教育法社会学的研究」(昭和60・61・62年度)を主な資料として編集された牧柾名ほか編『懲戒・体罰の法制と実態』(1992年12月、学陽書房)に掲載されている「第2編 学校体罰の実態・意識と背景」より要約・引用したものである。

この第2編は、1986年10月から1987年1月にかけて実施された生徒と父母、教師の 三者に対する質問票によるアンケート調査結果とその分析によって構成されている。 対象とされたのは中学・高校の生徒及びその父母(27クラス1192名を対象とし、回 収率は、生徒88.3%、父母66.7%)、教師(2010名を対象とし、回収率は29.3%)

あ)学校現場における体罰の根深さ 少数の生徒に対して少数の教師がたまにして いるものではない

「(2)体罰は、少数の生徒に対して、少数の教師がたまにしているものか

「昨年1年間に先生からたたかれたり、蹴られたり、痛い目」(体罰)を受けたとする生徒は45.0%と半数に近い。体罰を受けた生徒の回数は「4~10回」24.9%、「11回以上」21.9%であり平均で年5.4回である。しかも体罰の態様では上位5位をみると、「ゲンコツでなぐる」「平手で叩く」「ものや道具で叩く」「10分以上の正座」「足で蹴る」の順である。体罰経験には、自己体験の他に、目撃体験が含まれる。後者についてみると、6割がその経験を持っている。

それでは、体罰が中学生に多く、小学生や高校生には少ないといえるだろうか。 自己体験で言えば、小学校6年生時54.0%、中学校3年生時59.2%、高校1年生時24.2% と、小学校段階から広範囲に体罰はされ、高校1年生でも4人に1人が体罰を受けてい る。しかも、職業高校では34.7%と高い。さらに「体罰以外の心を傷つけるようなひ どい言葉や扱い」の経験を、1年間に持つ生徒は16.4%存在する。

こうした生徒調査結果と、教師の「叩いたり、蹴ったり、痛い目にあわせた」体 罰経験(昨年1年間)41.6%から言えば、今日の学校において、体罰は少数の生徒に 対して、少数の教師がくわえているのではないか、小学校・高校においてはあまり ないのではないか、女子生徒が体罰を受けることは少ないのではないかという推定 はいずれも成立しないのである。」(148頁 - 149頁)

い)「1980年前後に全国的に吹き荒れた校内暴力(対教師暴力・生徒間暴力・器物破損)に対して、"毅然とした姿勢""厳しい指導"が必要だとされ、校則の細目化と厳しい点検、些細な非違行為に対する体罰を含んだ厳しい懲戒が行われるようになった。そのような中で、「いじめ」・体罰問題が深刻化し、「いじめ」られての自殺事件および体罰による死亡事件が頻発した。

1985年に至り法務省人権擁護局・地方法務局人権擁護課(部)・人権擁護委員、文部省・教育委員会、日本弁護士連合会・単位弁護士会、教職員組合等が、「いじめ」および体罰の根絶あるいは克服の取り組みを一斉に開始した。

しかしその後も、石川県小松市の公立中学校(遅刻・忘れ物で、86年7月)、川崎市の公立小学校(書き初めを書かずに障害児学級の児童が、87年1月)、愛知県知多市の公立中学校(部活中の殴打で、87年4月)と、体罰による死亡事件も続発している。体罰を理由にしての教師の処分件数も、法務省人権擁護局関係の体罰事件処理件数も、85年以降減少せずに増加している。これらの事実は、体罰を容認ないし指示する意識の広範さと根強さ、そして体罰を根絶ないし克服することの難しさを示しているといえる。」(471頁 - 472頁)

(2)教師は体罰を教育手段として有効ととらえているわけではない

「教育手段としての体罰について、教師はどのように考えているのか。「他に執るべき手段がない場合にはよい」に対する肯定(「そう思う」「どちらかというと」)のみが38.4%(反対61.6%)と比較的高いだけで、「体罰なしでは指導できない」15.4%、「体罰を加えたほうが効果的」17.6%と肯定率は低い。逆に言えば、「他の手段より害が多い」95.6%、「時間のない場合でもよくない」93.5%、「説得のほうが効果的」91.2%、「体罰なしでも指導できる」84.6%という結果を示している。」(150頁 - 151頁)

(3)以上のことから、

控訴人の体罰も、控訴人特有の規範意識の欠如などに基づく行為などではなく、 むしろ、我が国において1980年代初頭から吹き荒れた校内暴力とそれに対する 当時の文部行政による校則強化などの管理強化政策(=体罰の容認)の影響が、控 訴人が教員となった時期とも重なっており、控訴人の体罰認識に大きな影響を与え ていること(強い指導は行わなければならないとの認識)、

体罰を無くしてゆくためにも、臭いものには蓋をするような(控訴人を教育現場から追い出して終わり、と言う対応)場当たり的対応ではなく、研究の成果を踏まえ、かつ学校現場の実情に基づいた総合的な施策、特に研修とその評価が重要となって来ること

が上記研究からも明白である。

原判決は、学校現場における「体罰」認識の混乱の実情を全く理解しておらず、 ことさらに控訴人の体罰を特別視し、控訴人特有の問題として控訴人の教員として の適格性欠如に短絡的に結びつけてしまっている。

3 甲200(控訴人が受けた研修レジュメに書き込みをして、控訴人が学級新聞 として配布したもの)

上記指摘した、学校現場における、体罰認識の混乱と、実際は体罰に当たる強い 指導の容認がなされていたことは、甲200からも明らかである。

甲200は、控訴人が受けた研修で配布されたレジュメに、控訴人が書き込みを して、学級新聞として配布したものである。

もともとのレジュメには、水戸の「愛のムチ無罪判決(東京高裁昭和56年4月1日判決。判時1007号133頁)を題材に、「判決がスキンシップよりもやや強度の外的刺激に教育的効果を認めた」ことが明示され、むしろ、強度のスキンシップは推奨される内容となっている。

かような、むしろ体罰に当たる行為が推奨すらされていたこと、それにより控訴 人を含む多くの教員が誤解をしていることについて、原判決は全く見落としている。 なお、付言すれば、原判決が、控訴人の行為を「社会通念に照らして許容され得 るものでないことは、少なくとも、一定の良識を備えた社会人にとっては明白な事柄であ」るとしたI君への体罰であるが、その態様としては、襟首を掴んで壁に押しつけたというものであり、これはほぼ平成21年4月の体罰容認の熊本体罰事件の最高裁判例の事案に相当する(ただし、熊本体罰事件は、被害者は小学3年男子児童)。控訴人としては、現在では、熊本体罰事件の事案も間違いなく体罰であると確信するところであるが、ほかならぬ裁判所の体罰認識も揺れ動いていることを付言しておく。

4 乙45(東久留米市教委のパンフレット)

原審提出の準備書面6でも触れているが、重要な点であるので、改めて述べておく。

控訴人の体罰についての当時(平成15年の体罰当時)の理解によれば、 体罰はダメだが、強い指導は許される。

強い指導とは、

- a)日頃の信頼関係の存在を前提とし、
- b)強い指導であって、力での服従・恐怖心・反感ではない
- c)生徒の変容教育目標の達成

であり、まさに東久留米市教委のパンフレット(乙45)の18ページの内容に合 致する。

すなわち、控訴人としては、

- a)生徒Bに対しては、ソフトテニス部顧問として2年以上にわたり指導をしてきた者であって信頼関係はあった(少なくとも控訴人は信頼関係ありと認識していた。 実際に体罰事件後も、生徒Bは約3~4ヶ月間控訴人から継続して指導を受けていた。)
- b)生徒Bに対して、力での服従を強いるものではなく、ましてや恐怖心を植えつけるものではない。実際に、生徒Bはその後控訴人のアドバイスに従い、練習試合の対戦相手を探して試合をしたし、帰りのバスの中でも通常に振舞っており、恐怖

心は与えていない。

c)寝不足の原因を作った生徒Bに反省を促し、今後につなげる為の指導であり、 生徒の変容教育目標があった。

ものであり、「体罰ではなく、強い指導。強度のスキンシップである」と控訴人 は当時認識していたものである。

なお、生徒Aに対しても同様のことが言える。

被控訴人が「控訴人が体罰と認識していなかったはずはない」との主張の根拠とし、原判決もそのような認定の根拠とした東久留米市教委のパンフレットの内容は逆に控訴人のみならず、他の教員にも体罰概念を曖昧にし、強い指導と言う名の体罰を容認しかねない内容のものであった。

したがって、原判決が述べるように、「控訴人が体罰ではないと認識していたと の主張は信じ難い。」という点は全くの誤りというほかない。

なお、付言すれば、市教委自身がこのような内容のパンフレットを発行したり、現在に至るもいまだに現場の多くの教職員が体罰問題を誤解している状況があり、現在に至るも一向に体罰問題が改善されない根本的な原因は、教育委員会や文部科学省自体に体罰問題を是正する気がないのではないかとしか思えない状況がある。文部科学省は、「精神的ダメージは体罰にならない」という見解を取りつつあるし、本件で図らずも明らかになったように、研修制度も有効活用されていない。控訴人がせっかく有益な研修を受け、体罰についての認識を改め、体罰問題を是正するための能力を与えられ、研修担当官から「是非この成果を現場で広めてください」とまで言われたにもかかわらず、現場復帰もさせず控訴人を免職にまで追い込んだことは、控訴人個人の体罰問題の認識改善の成果を失わせたという点で都教委が控訴人本人にとっても取り返しのつかないことをしてしまったというにとどまらず、東京都の公教育において体罰撲滅のせっかくの機会を失わしてしまったという点で、東京都の教育全体にとって重大な損失である。

このように、教育現場においては、体罰概念が曖昧なまま、教員が「体罰」であ

ると処分されたり、逆に「体罰ではない」として過度に守られたりする状況が続いている。平成21年4月の熊本体罰事件に関する体罰容認の最高裁判決もこれに拍車をかけていると言えるかもしれない。

5 国連子どもの人権委員会からの勧告 6月11日

(1)このように、日本における体罰概念が曖昧であり、控訴人に特異な現象としてではなく、教育現場において一般的に体罰容認の空気があることから、本年(2010年)6月11日、控訴人自身も参加した、ジュネーブでの国連子どもの人権委員会から以下のような勧告がなされている。

(2)子どもの権利に関する委員会 第54回 最終意見における指摘

日本における「体罰」認識の問題、それを克服する方途としての教師他に対する 教育

国際連合の、子どもの権利に関する委員会第54回において、日本政府の第3回報告(2008年4月)、その報告に対する委員会からの質問への日本政府の回答、第54回会議での政府報告を踏まえて、子どもの権利を実現するための日本政府の課題を示す意見が2010年6月11日付でまとめられ、公開された。

この最終意見(平野訳では総括所見)は、A序、B政府による締約条約履行に関するフォロ-アップの方法及び実際の進展内容を簡略に概観と(平野訳では「締約国によるフォローアップ措置および達成された進展」)、C 懸念される主要領域と勧告(平野訳では「主要な関心領域及び勧告」)の、三つの部分に分かれて記述され、全体は91パラグラフで構成されている。

この中で、体罰に関する記述は、「C 懸念される主要領域と勧告」の中で、日本政府が十分対応していない主要な領域の一つとして取り上げられている。

パラグラフ8では、日本政府が、同委員会による前回の勧告について「第2回報告書審査に関する総括所見の勧告のうちまだ実施されていないもの」があるとして複数提示したなかに、「『体罰』に関するパラ35」があることを指摘している。

その上で、パラグラフ47と48で、以下のように述べ、勧告している。

「47.学校における体罰が明示的に禁じられていることには留意しつつ、委員会は、その禁止規定が効果的に実施されていないという報告があることに懸念を表明する。委員会は、すべての体罰を禁ずることを差し控えた1981年の東京高等裁判所判決に、懸念とともに留意する。委員会はさらに、家庭および代替的養護現場における体罰が法律で明示的に禁じられていないこと、および、とくに民法および児童虐待防止法が適切なしつけの行使を認めており、体罰の許容可能性について不明確であることを懸念する。

- 48. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう強く勧告する。
- (a)家庭および代替的養護現場を含むあらゆる場面で、子どもを対象とした体罰およびあらゆる形態の品位を傷つける取り扱いを法律により明示的に禁止すること。
- (b)あらゆる場面における体罰の禁止を効果的に実施すること。
- (c)体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているそ
- の他の専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。

(平野訳)

すなわち、日本では、1981年の東京高等裁判所判決で「すべての体罰を禁ずることを差し控えた」として「懸念」が表明されている。

(検討の対象となっている日本政府の第3回報告において、日本政府は以下のように報告している。

「(学校における体罰)

260. 学校における体罰については、学校教育法第11条において厳に禁止されており、毎年行われる生徒指導担当者の会議で、その趣旨の周知を図っているところである。

また、我が国においては、学校において、教育上必要があると認められたときには、児童生徒に対して懲戒を加えることができるものとされているが、学校において児童生徒に対し懲戒を行う際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聞く機会を持つなど児童生徒の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮することについて、研修等を通して、指導してきたところである。」

すなわち、「学校教育法第11条において厳に禁止されており」としながら、他方で、「我が国においては、学校において、教育上必要があると認められたときには、児童生徒に対して懲戒を加えることができるものとされている」「生徒に対し懲戒を行う際には、当該児童生徒等から事情や意見をよく聞く機会を持つなど児童生徒の個々の状況に十分留意し、その措置が単なる制裁にとどまることなく真に教育的効果を持つものとなるよう配慮することについて、研修等を通して、指導してきた」という説明である。

これが、これまでの日本の学校における「体罰」認識である。すなわち、「体罰」を法律で禁止しながら、「教育上必要があるとみとめられたときには」、「体罰」ではないという認識のもとで、「懲戒」「制裁」を認めてきたし、現に、そのように政府は見解を示しているのである。これが、1981年の高裁判決以来、継続し、昨年の最高裁判決(熊本事件)でも是認されてしまっていた。

このような環境の中で、控訴人は中学校の教員になった。

そして控訴人が教員になった1982年は、高校進学率が94%にまで達し、大学進学率も37%(短大、専門学校を含めれば50%を超える)時代を迎え、中学校での生徒のほとんどが全体として高校受験の重圧強く受ける時代を迎えていた。この時期、周知のように、「校内暴力」という形で、かつての学生同士の暴力事件にとどまらない、学校の器物破壊、教員への暴力なども広がった。

こうした時代状況、そして、当時の教育界の(そして今も継続しているが)子ども、生徒の「権利」を解しない「体罰」認識の限界は、熱心な教員に、乱暴な生徒を身体を張って指導するということを是認するところから、「愛の鞭」というような誤った生徒指導認識を、熱心な教員の熱心さを支えるような考え方へとつなげてしまったといえる。

ところで、今回の子どもの権利委員会の最終意見では、

パラグラフ48で、「(c)体罰等に代わる非暴力的な形態のしつけおよび規律について、 家族、教職員ならびに子どもとともにおよび子どものために活動しているその他の 専門家を教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること。」として、「教職員」を「教育するため、キャンペーンを含む伝達プログラムを実施すること」を勧告している。

また、「子どもに対する暴力に関する国連研究のフォローアップ」について書かれているパラグラフ49では、「子どもに対するあらゆる形態の暴力の撤廃に関わる同研究の勧告の実施を優先させること。」として、6項目を挙げたその二番目に「(ii)子どもとともにおよび子どものために活動しているすべての者の能力を増進させること。」を挙げている。

すなわち、子どもに関わる仕事をしているものが、「体罰」そして、子どもへの暴力を行使してしまうケ-スが多いことに鑑みて、その根本的な解決のためには、まさに、「教育」「保護」等、子どものために仕事を行っているものが、そのための活動の中で、いかにして、子どもの権利を尊重し、「暴力」を使わずに子どもを支えることができるか、その力を養う必要を勧告しているのである。

控訴人は、教員という職を放棄することなく、「研修」の機会を、まさにそのような自己変革の場として積極的に受け止め、そして自分の教育指導の問題、子ども理解の不十分さを、その「研修」において認識していったのである。もともと生徒指導において、生徒の意見を尊重する姿勢をもちながらも、「体罰」を行ってしまったことについて、かつての「研修」で「強度のスキンシップ」という曖昧な概念を、まさに生徒と身体をはって向き合う困難な教育現場での教育指導において、肯定的に受け止めて、身につけてしまったその考え方、その考え方から行ってしまった「体罰」について、教育指導の、表面的でない、深い原理 - 子どもの人権・人格の尊重、その中での、積極的な指導のあり方 - を得てそれを実現するという教育実践上の課題も獲得したといえる。

従って、口先だけで「体罰は絶対にいけません」というのではなく、生徒を指導し、その成長を本気で支えようとするときに直面する、生徒との現実的・連続的な関係 - そこに想定されるさまざまな困難の中で、一つひとつ取り組んでいかなければならないという、その決意が、控訴人の具体的な教育活動の中での格闘に表現されていることをみなければならないと思われる。

しかるに本件分限処分は、控訴人を含め多くの教員が体罰を行わざるを得なかった状況そして実際に体罰を行っていた状況、およびそれが控訴人については研修によって改められた状況をまったくみることなく、本件分限処分が強行されてしまい、更にそのことを原審も追認してしまった。

6 小括

以上みてきたところによれば、控訴人の本件体罰行為当時、教員の間には、「強い指導が必要」との認識があり、また、「強い指導」が必要とされ、さらには「強い指導」が求められるという状況があった。

しかも、何が体罰で、何が強い指導であるかの境界線については、曖昧なまま、「強い指導」が教員に求められてきたという現状がある。このことは、控訴人がかつて受けた研修(甲200)や、被控訴人の東久留米市教委のパンフレット(乙45)などからも明らかである。

原判決が指摘するように、決して控訴人のみが社会常識に反する特異性を有していたわけではない。

原判決は、例えば、澤川校長らがひた隠しにした、同時期の別の教員による女子生徒の鼓膜損傷体罰事件については目をつぶりながら、ただ独り控訴人の体罰の非常識さを指摘するという、教育現場の実情についての全く誤った理解に立って事実誤認をしている。

第3 体罰の実際の状況および体罰に至る経緯

1(1)原判決は、控訴人の体罰認識について、以下のように認定している(55

ページ~)

「・・・前記態様で暴力を加えることが社会通念に照らして許容されるものではないことは明白な事柄であり、原告がこのような明白な事実を当時認識していなかったとは考え難い。」

「以上のとおり、前記各行為当時は体罰であるという認識がなく本件研修によって初めて体罰であると認識できるようになった旨の原告の主張は採用できない。」 上記認定の結果、原判決は、

体罰行為自体が体罰であるとの認識で行っているのでそのような控訴人には教員 としての適格性を欠く。

体罰認識ありながら聞き取り拒否をしたことは信頼関係を著しく損なう。

体罰認識ありながらの「確認書」要求は隠蔽行為。

と判断し、さらには、

本件訴訟においても自己の主張を正当化する主張を繰り返しており、真摯な反省がない。

とまで言い切っている。

しかしながら、原判決が認定した各体罰事件の内容については、過大に過ぎる点がある。

2 生徒 A

「足払いをして床に倒し、靴(内履き用のズック)を履いた足でその頭部を押さ えつけながら大声で注意したものである」(原判決55頁)という認定自体には大 きな誤りはない。

しかし、原判決56頁には「感情的になって、・・・足払いをして床に倒して頭部を靴(内履き用のズック)を履いた足で押さえつけたり、・・・肉体的も怪我をさせる危険もある上」との認定を行っている。

しかし、控訴人は、感情的に本件体罰を行ったものではなく、方法としては誤っていたものの教育的配慮から行ったものである。「感情的に行った」という点は強

く否認する。

また、原判決は、「怪我をする危険」について考慮しているようであるが、これは「足払い」についての認定に原判決には誤解があるものと思われる。

控訴人が行った「足払い」は、柔道の技の足払いのような態様ではなく、足を引っかけるような態様であり、であるからこそ、A君もバタリとは倒れずに、「おっと」というようにゆっくりと倒れたものである。

また、ゆっくりと倒れたものであること、近くに危険物など無かったことからも、 原審が想像したような「怪我の危険」も無かったものである。

更に言えば、被害生徒であるA君自身が本件では屈辱感を感じていない旨、陳述書中で述べている。

上記、更に明らかにし、原判決の誤解した点を解くためにも、原審では採用されなかったA君の証人尋問、およびこの点についての控訴人の本人尋問は是非とも実施されたい。原判決が、A君への体罰の危険性とA君の屈辱感を理由とした以上は、その点については実際のところがどうであったかを是非とも本人から明らかにするべきである。

3 生徒 B

(1)生徒Bに対する体罰については、原判決は、「なお、生徒Bに対する暴行は、試合に負けたことに対して、寝不足により動きが悪かったせいではないかと感じた原告が、怒りの感情にまかせて、激しい言葉を浴びせて必要に叩いたというものであり、生徒自身の授業妨害や校則違反等の非違行為に対して注意指導する過程での有形力の行使でもなく、<u>教育的見地からした指導の行きすぎというものとは性質を異にする要素が大きく、体罰というより単なる粗暴な行為と評価すべきものである</u>。

」旨判示する。(下線は控訴代理人による)

しかしながら、上記原判決の認定は全く誤っている。

控訴人としては、指導法を誤り、体罰を行ってしまったとはいえ、その目的はあ くまでも生徒指導であり、教育目的に基づくものであり、決して単なる粗暴な行為 などではない。

原判決の誤認の背景には、原裁判所の、部活動指導は教育活動としては授業などに比べて従たるもので、教育上も重要視すべきではないとの誤解があるのではないかと推察する。

なお、控訴人の体罰が、決して単なる粗暴な行為などではなく、誤っていたとはいえ、教育目的に基づくものであったことは、以下に指摘する控訴人の研修成果等(「研修報告書」甲27)や、それを踏まえてB保護者に謝罪文を送った以下の経緯等の点からも明らかである。

あ)「研修報告書」 平成15年10月7日 「教育公務員」

「最近の服務事故としては、信用失墜行為と、職務専念義務違反と、それに伴う 監督責任を問われる場合が多い。

具体的には、・・・体罰による服務上の事故が多発している。

重要な点として、

- 1 教育公務員は服務に厳正でなければならない
- 2 教育公務員は服務規律に違反した場合には厳正な処分を受ける。
- 3 法令、通知、通達等を再度確認するとともに、自己及び周囲の教員の服務態度を見直す。

ことが挙げられる・・」

とまず、体罰等服務違反の基礎につき理解を深めている。

い)「研修報告書」 平成15年10月7日 「教育指導」

「教師のカウンセリングマインドとしては、よい聞き手になる努力が必要で

誠意を持って子供に向かう

子供の話を一生けんめい聞く

子供の話を理屈だけで聞かないで、そのときの子供の気持ちを分かろうとする 子供の話の中身を出来るだけ本人に返す

~ についてくりかえしくりかえし努力をしながら、最後に教師としての考

えを伝える」

というように、体罰に頼らない子供への指導方法の基本について理解を深めている。

う)「研修報告書」 平成15年10月8日 「生徒理解」

「資料「現代生徒指導の理論」から、今子どもにとって最も必要な基礎的・基本的能力は自己教育力であり、それは生徒指導の機能を生かした教科指導・学級経営の中で形成されることを学んだ。

更に教師のリーダーシップとして必要なものとして、

P(集団の目標達成機能)、M(集団維持機能)のバランスと能力

H(人間担任機能)、S(教科担任機能) "

A(受容機能)、D(要求機能) "

について学習した。」

「これまでの自分の生徒理解、生活指導についてPM機能、HS機能、AD機能のバランスが思っていたより、ずれていることに気づいたので、この理論を塾考して自己分析し、子どもの自己教育力を伸ばせるようなリーダーシップをとれる教師を目指そうと思う。」

との自己分析を行っている。

え)「研修報告書」 平成15年10月8日 「服務」

「体罰防止とセクシャルハラスメント防止に関する研修課題について調べまた指導を受けて本質的本来的な意味から、実際の部分まで学んだ」

「懲戒と体罰について、更に具体的に考えを深め、これからの指導にとりくもうと思う」

と、服務の基本と自分の今日的立場の整理を行った。

なお、この時点(10月8日の夜)、控訴人は、B保護者に謝罪の電話を入れている。このことも、研修を踏まえての控訴人の体罰の認識の変化と反省の表れである。

お)謝罪文(乙8の添付資料)

控訴人が、平成15年10月8日に作成し、同月14日に研修先を通じて、生徒Bの保護者に送付した謝罪文には以下のような文言がある。

「 < 私のどのような点が問題だったのか >

生徒B達に勝たせたい勝って欲しいという気持ちが先走り、このような行為をしてしまったのですが、今にして思えば、生徒Bなりに頑張っていたのでしょうし、また生徒Bなりにペアにすまないという気持ちがあったのだと思います。しかし、生徒Bはそれを態度に示せなかったのでしょう。そのとき私はそのことを思いやる余裕を失っていました。けれども、教師は、どんなときにも生徒の伸びていこうとする心を信じて対応しなければいけないこと、冷静さを失ってはいけないことを、今回の問題で改めて深く肝に銘じました。」

この言葉からは、当時、控訴人が冷静さを失って体罰行為に出てしまったものの、 そのおおもととしては、B君を指導したいという気持ちから出た、指導的考慮から の行為であることは明らかである。

なお、いちいち引用はしないが、同じ謝罪文の冒頭部分で、控訴人がB君および B君の両親に対して深い謝罪の念を表していることも付言しておく。

か)「研修報告書」 1月22日 「部活動」の項目

「宿泊を伴う大会で、男子部員の保護者が引率協力してくれて、前回の就寝指導やベストコンディションつくりについても一緒に取り組んでくれたにもかかわらず、それが微塵もできなかったこと、特にベストコンディションつくりをつくることを伝えるべき3年生が、その逆の行動をとり、しかも2年生に強いるような行動をとってしまったことに対して、自らの指導力不足を露呈すべくたたいてしまったことを深く反省し、また対象生徒には申し訳なく思っている。また、当人がその後ずっと自分と一緒に部活動に4ヶ月間(8月末頃)まで、それまで通り参加してくれたことに感謝している(甲27「研修報告書」番号108 平成16年1月22日「研修主題:部活動」のもの。最後の部分。)

き) 小括

以上からすれば、控訴人の生徒Bに対する体罰も、その方法に大きな誤りがあったとはいえ、教育的な指導配慮に基づくものである。決して原判決が述べるような、「指導以前の感情にまかせた暴行」などではない。

く)なお、生徒Bへの体罰が「指導以前の感情にまかせた暴行である」などという主張は、被控訴人ですら行っていない。

にもかかわらず、裁判所が、被控訴人の主張よりも一層過激な判断、控訴人に不利な判断を行うことは、民事訴訟法の大原則である弁論主義に違反する看過しえない重大な違法があることを指摘しておく。

(2)行為態様(生徒Bへの体罰)について

原判決55頁の「生徒Bに対しては、ソフトテニス大会で負けた生徒Bに対し、10分程度にわたって執拗に、「俺の時間を返せ。親の金を返せ。」等と言いながら両ほほを合計17回叩いたり、右足を頭上で振り回して左側頭部や左肩に当てたり、足を蹴ったり」と認定している。

しかし、「10分程度にわたって執拗に」「右足を・・左側頭部に当てたり左肩 に当てたり、足を蹴ったり」の部分は事実に反する。

また、原判決56頁の「肉体的にも怪我をさせる危険もある上」という部分については、B君に対する体罰行為は、ほほを叩いた点についても平手打ちのような激しい態様のものではなく軽くパシパシと叩いたものであり、肉体的にも怪我をさせる危険については事実誤認である。

4 生徒 F・Gに対する体罰

(1)事実関係として、平成14年10月に生徒F・Gに対し、ほほを平手打ちした体罰を行ったことは認める。

被控訴人が主張していた8月の体罰事件は存在しないことは原判決の認定通りである。

なお、行為当時も控訴人は本件体罰行為については非常に嫌な気持ちであったこ

とは付言しておく。

(2) なお、本件の事実関係調査に当たっては、以下のような不審点がある。

この点については、被控訴人が、控訴人に不利な材料集めをして、恣意的な分限 免職に持ち込もうとしていた証左でもあるので、指摘しておく。

あ)控訴人本人の聞き取りが行なわれていない。

本件においては、控訴人本人の告知聴聞の手続がきちんと行なわれていない。

不利益処分を課する場合に、被処分者本人に告知聴聞の機会を与えることは、適正手続のイロハのイであり、言うまでもなく、控訴人本人に告知聴聞の機会を充分に与えていない生徒 F・Gへの体罰について、処分の後付理由とすることは適正手続保障(憲法31条)の観点からも許されるものではない。

い) 保護者の確認もされていない(乙12)。

なお、本件については、唯一の証拠である乙12から見ても明らかな通り、保護者からの聞き取り調査すら充分に行なわれていない。

う) 乙12の不審な点~被控訴人の聞き取り書全体の信用性弾劾

なお、本件生徒 F・Gに対する体罰の根拠とされる、乙12については、時系列的に以下のとおり明確に不審な点がある(乙12、5ページ)。

平成14年9月には、F・Gへの体罰の件につき、教頭認識。生徒F、保護者から聞き取りしようとするも拒否。

(なぜこの間、1年以上、市教委・校長・教頭とも、控訴人の生徒F・Gへの指導につき容認したか?更には、なぜ、生徒G、保護者からの聞き取りを平成16年1月までしようとしなかったのか?)

平成15年10月21日、<u>校長、Fの母親から聞き取り</u>。

平成15年10月22日、校長、学校教育部理事に聞取り内容の文書提出。

平成15年12月10日、**校長、同生徒と母親から事情聞き取り**。(なぜ、報告 提出後に更に母親からも事情聴取?)

平成16年1月13日、学校教育部理事、**同生徒の母親から事情聞き取りを依頼**

<u>したが協力得られず</u>。(なぜ、既に聞取り済の母親から再度聞取り?しかも協力得られず?)

上記経過は、不自然極まりなく、全く辻褄が合わない。

実際には、生徒本人や保護者からの聞き取りがなされていないにもかかわらず、 市教委から、「親と保護者はこう言っていますよ。」と言われて、控訴人は、「生 徒が言っていればそうかもしれない。」旨、回答したものであり、そうであるなら ば、控訴人は謂わば市教委にはめられたことになったものでもあり、聴聞手続とし て極めて不適切な方法となっているものであり、適正手続の観点から違法性を免れ ないものであり、また、その内容も極めて信用性が疑わしいものであり、ひいては、 被控訴人の聞き取り書全般の信用性がないことを示すものにほかならない。

なお、原審において、上記不審点について質すべく、被控訴人に対して、上記経過中(乙12、5ページ)で出てくる資料(平成15年10月22日付けの校長から学校教育部理事宛の文書、平成15年12月26日付けの校長から小平市教育委員会教育長宛の「教員の服務事故について(報告)」、同年9月24日(水)にPTA役員から校長に提出された「要望書」、同年9月24日(水)午後5時ころにPTA役員から市教育委員会稲葉秀哉学校教育部理事に提出された「要望書」)の提出を求めるとともに、上記経過につき釈明を求めたが、提出も何の回答もなかったことを付言しておく。

(3)処分理由書にはない事由であり重視すべきではない

近時出された教員の分限免職についての大阪高裁判例(平成20年8月29日。 甲160)によれば、処分事由にもともと記載されていない事由については、「本件処分により主たる処分事由として審議・考慮された事由は、同説明書に記載された事由であると認めるのが相当であり、これに記載のない事実は処分理由たり得ないものではないものの、上記記載事由と比べれば従たるものと位置づけられるものというべきである。」旨判示している(同判決27頁)。

したがって、処分理由書に記載のない生徒F・Gに対する体罰については、分限

免職の適否の判断において重要視すべきではない。

この点についても、原判決は全く見逃している。

- 5 生徒 I について
- (1)原判決55頁の認定事実はほぼその通りである。

しかし、原判決56頁で述べられているような、「肉体的に怪我をさせる危険も ある」態様の体罰ではなかった。

この点で、原裁判所の判断には、控訴人の体罰の態様、I君を引きづった態様、 床に倒したときの態様についての誤解がある。

- (2)なお、I君陳述書にある、体罰による交番駆け込みが実際に体罰を受けての ものではないことはこれまで主張し、控訴人陳述によっても立証したとおりである が、I君が何故にかような虚偽の陳述を行っているか、真実はどうであったのかを 明らかにするためにI君の人証申請を検討している。
- (3)また、処分理由書に記載のない事由であり、あくまでも従たる事実として重要視すべきでないことは上記大阪高裁判例の判示内容に照らして述べたとおりである。

6 小括

以上より、控訴人が行った各体罰は、いずれも、体罰であることを控訴人が認識 しなかったはずはないといいうるほどの酷い行為態様ではない。当時の教員の体罰 認識(澤川校長・岡崎教頭の鼓膜損傷体罰事件隠しに顕著である。)に照らせば、 ますます、控訴人が体罰と認識していなかったことはむしろやむを得なかったもの である。

7 更に重要な点を指摘しておく。

控訴人は、上記体罰を、感情の赴くままに行ったものではない。

方法論としては全くの誤りではあったものの、生徒の指導、生徒の成長のためを考えるあまり、一所懸命生徒を指導したいと思うあまりに行ってしまった体罰行為なのである。

このことについては、ベテランの、生徒指導に熱心な教員ほど、体罰行為を行ってしまいがちという指摘もある(したがって、ベテラン教師である控訴人が許されない体罰であることを認識していなかったはずはない、という原判決の認定は、教育現場の実情を理解しない原裁判所の全くの誤った認定である。)(なお、このことは、甲17の研究でも触れられているが、改めて学者証人の意見を聴くなどして立証を補強したい。)。

すなわち、控訴人は、生徒指導に熱心なあまりに、体罰を行ってしまったものであり、自分本位な理由から体罰事件を起こしたわけではない。

したがって、自分本位な理由から体罰事件を起こした者とは異なり、あくまでも体罰を起こしたベースは生徒指導のためという理由であったのであるから、生徒指導のための正しい手法を控訴人に教育することによる矯正可能性は非常に期待できるケースである。

したがって、その意味からも、本件においては、控訴人の実際の研修成果の検証 が非常に重要な意味のあるケースであった。

にもかかわらず、本件は、研修成果を顧みられることもなく、漫然と分限免職処 分が発令されてしまったものである。

その点からも、本件においては、分限免職の適否の判断をめぐっては、研修成果 の検証が重要、というより必要不可欠となる。

以下の章では、研修成果について検証を行う。

第3 研修成果(甲27「研修報告書」から)

1 控訴人は、研修を受けるにあたり、真摯に自己を振り返り、何が悪かったのか適切に理解した上で、自己の悪かった部分・課題点を変革しようとの意識から、いったんゼロに戻して研修を受けようとの意識で受けたものである。

なお、197ページにおよぶ、研修報告書(甲27)は、控訴人が、研修を受けるにあたり、大半が、講義のまとめではなく、またあてがわれた資料の単なるまと

めではなく、自ら検索した資料の分析や、自らの経験を振り返って作成したものである。

2 以下、大量になるが、研修成果は、分限免職の適否に判断における要考慮事項として、極めて重要な点であるので、原判決では無視された、控訴人の研修成果を明らかにするために、その成果内容を指摘する。

なお、<u>本控訴理由書末尾に添付資料として、研修内容一覧表(甲27に基づき、</u> 代理人が作成したもの)を添付する。

(1)「研修報告書」 平成15年10月7日 「教育公務員」

「最近の服務事故としては、信用失墜行為と、職務専念義務違反と、それに伴う 監督責任を問われる場合が多い。

具体的には、・・・体罰による服務上の事故が多発している。

重要な点として、

- 1 教育公務員は服務に厳正でなければならない
- 2 教育公務員は服務規律に違反した場合には厳正な処分を受ける。
- 3 法令、通知、通達等を再度確認するとともに、自己及び周囲の教員の服務態度を見直す。

ことが挙げられる・・」

とまず、体罰等服務違反の基礎につき理解を深めている。

(2)「研修報告書」 平成15年10月7日 「教育相談」

「教師のカウンセリングマインドとしては、よい聞き手になる努力が必要で 誠意を持って子供に向かう

子供の話を一生けんめい聞く

子供の話を理屈だけで聞かないで、そのときの子供の気持ちを分かろうとする 子供の話の中身を出来るだけ本人に返す

~ についてくりかえしくりかえし努力をしながら、最後に教師としての考えを伝える」

というように、体罰に頼らない子供への指導方法の基本について理解を深めている。

(3)「研修報告書」 平成15年10月8日 「生徒理解」

「資料「現代生徒指導の理論」から、今子どもにとって最も必要な基礎的・基本 的能力は自己教育力であり、それは生徒指導の機能を生かした教科指導・学級経営 の中で形成されることを学んだ。

更に教師のリーダーシップとして必要なものとして、

P(集団の目標達成機能)、M(集団維持機能)のバランスと能力

H(人間担任機能)、S(教科担任機能) "

A(受容機能)、D(要求機能) "

について学習した。」

「これまでの自分の生徒理解、生活指導についてPM機能、HS機能、AD機能のバランスが思っていたより、ずれていることに気づいたので、この理論を塾考して自己分析し、子どもの自己教育力を伸ばせるようなリーダーシップをとれる教師を目指そうと思う。」

(4)「研修報告書」 平成15年10月8日 「服務」

「体罰防止とセクシャルハラスメント防止に関する研修課題について調べまた指導を受けて本質的本来的な意味から、実際の部分まで学んだ」

「懲戒と体罰について、更に具体的に考えを深め、これからの指導にとりくもうと思う」

と、服務の基本と自分の今日的立場の整理を行った。

(なお、この時点(10月8日の夜)、控訴人は、B保護者に謝罪の電話を入れている。このことも、研修を踏まえての控訴人の体罰の認識の変化と反省の表れである。)

(なお、甲81・人事委における稲葉尋問調書 229番~でも、最終的には稲葉 理事も、控訴人が刑事告訴におびえて謝罪文を書いたわけではないとの判断をして いる。)

(なお、原判決では(59ページ~)「研修報告書」 (10月21日付け)を引用した上で、「なお、原告が生徒Bやその保護者の立場や心情を理解できていなかった事実を示すものにほかならない。」と判示する。

しかし、控訴人がここで「Bさんが誤解しているのではないか心配です」と述べているのは、Bさんからの告訴を心配したからではなく、Bさんが体罰についての解釈を誤解しておりそのためにB君・Bさん達が校長なり教委との関係で無用な混乱に巻き込まれていることを心配していたのである。そのために、控訴人は、無用な混乱を回避するために、早期に再度の事情聴取を申し出るべく、次の小平市教委に中間テスト採点のために出向く機会があった10月14日に謝罪文を市教委に手渡すとともに、市教委に事情聴取を申し出ているのである。

したがって、10月8日の時点においても、控訴人がB君やBさんの心情を理解 していなかったとする原判決の判示は全くの誤解である。)

(5)「研修報告書」 10月9日 「人権教育」

「学校の教師がやる人権教育は「正しい知識」と「根底にある人権感覚」の2本 柱をたてて取り組まなければならない。

また教師が生徒に対しての人権侵害で一番多いのは体罰である。体罰は明治時代から法的に禁止されているのだが、戦時中なかば承認の様相があったので、多くの教師が戦後禁止されたと思っている。

教師は生徒は一段下に見る傾向におちいりやすく、その為体罰をしてしまいがち である。体罰は、人権侵害であって、やってはならないことである。

- ・・・自分より地位が下だと感じたときに相手の人権を侵害し、このような人権 問題が発生する。」
- (6)「研修報告書」 10月10日 「人権教育」

「学校の中での人権問題に、子ども同士のいじめと、教師から子どもへの体罰が ある。ことに生活指導では、懲戒に至ることのないように、事前の指導計画を充実 させ、情に訴える穏やかな指導が望まれる。懲戒は特別の場合であるし、「体罰で は本当の問題解決にならない」

(なお、この日の夜に控訴人は、Bさんへの謝罪文を書き上げた。しかし、11日(土)に控訴人がBさんへの謝罪文を澤川校長に届けようとしたところ、校長には会うことが出来ず、翌12日(日)にも控訴人は澤川校長宅に出向いたがやはり校長には会うことが出来ず、連休明けの14日にようやく市教委を通じてBさんに渡すことが出来たものである。)。

(7)「研修報告書」 10月16日 「生活指導」

「人が社会生活の中でうまくやっていくための能力は後天的に作られる部分が多い。生活指導は、一人ひとりの児童・生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう指導、援助するものである。

学校では、生徒の将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生活指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて行わなければならない。

自己指導能力の育成にあたっては、生徒に自己存在感を与えること、共感的人間関係を育成すること、自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助することに留意する。

法令上では、学校教育法第11条で体罰は禁じられている。

道義上では、児童生徒の人権を侵害する。

教育上では、児童生徒に恐怖感や屈辱感を与え、劣等感や無力感を増大させ、教員に対する反抗心や憎悪の感情を植えつけ、暴力を容認する態度を育て、いじめを助長しかねない。

従って、生徒に対する体罰は決して許されない。

体罰や違法な懲戒を行うと教員は行政上、刑事上、民事上の責任を問われる。

体罰が起きてしまう背景には、教員の資質欠如以外に、種々様々な生徒の問題行動を解決していく際、ごく少数の教員であたらなければならないという現状がある。

現代社会の構造や環境の複雑化にともない、少数教員のみでは対応しきれなくなってきている。

これからの生活指導は教員が情報を共有し、校長と生活指導主任(主幹)を中心に 組織をしっかり編成し、学校評議員や地域、保護者と連携し、計画的意図的に進め なければならない。」

などと、体罰の発生原因とその防止について、控訴人自身が分析を行っている。

(8)「研修報告書」 10月16日 「学級経営」

「学級担任は、「学級のルールを、きちんと納得させて、ねばり強く根気強く、自らは我慢してやり通す強い信念をもつ態度を貫き通す強い信念が必要である。 特に、自分自身をふりかえって、自らがルールや約束を破ってしまったことがないか、行動や言動に子供たちを暴言暴力に誘発してしまったことがないかについて反省して、今後の戒めにしようと考えた。」

(9)「研修報告書」 10月21日 「生徒理解」

「自分自身を生徒理解という点で省ってみると、基本的姿勢の中で、自己理解が、他の姿勢に比べて弱かったと思う。子供の内面を理解するのに、前述した6つの効果について分析し、生徒理解における自分自身が判断の拠り所にする心の働きをしっかりしたものにしようと考えた。」

(10)「研修報告書」 10月24日 「人権教育」

「自分自身の人権感覚について省った。人権教育プログラムの中のもので、項目としては、「指導という名のもとの体罰」「子どもの呼び方」「子どもの心を傷つける乱暴な言動」「不用意な言葉」「プライバシーにかかわる掲示物」「不必要な調査内容」「個人が特定できる研究資料」「心のゆとりがもてない生活環境」「配慮に欠ける作品」の中の具体的な事例を提示して頂き、ひとつひとつについて自分について省た。常に心がけていたつもりだったがじっくり真剣に考えてみるとどの項目の中にも配慮を欠いた行動をとった場合が思い起こされた。」

「体罰は決してしない。体罰が行われていることを知ったらやめさせる。」

(11)「研修報告書」 10月27日 「服務」

「東京都から出されている<教職員の服務の厳正について>の内容1.性非行等2.体罰3.自動車通勤4.勤務時間5.利害関係者との接触等6.兼業兼職について確認しこの内容が日々変わっていることを学習した。」

(12)「研修報告書」 10月28日 「生活指導」

「平成14年度児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸問題に関する調査結果から「暴力行為」「いじめ」「不登校」についての分析をした。」

(13)「研修報告書」 10月30日 「教育相談」

「自分としては、逆ダブルバインドの形の発言、つまり、「心の中で子どもの努力を認めて励ましているつもりだが、口ではほめない、あるいはけなしている感じてしまうことを言っている」が多いことに気付いた。

結果的にはダブルバインドに陥っている教員と同じことば「どうしてわからない」 。 。 。

知的理解・行為についてほめる条件的受容よりも、生徒の心の中の情緒的側面を ほめていく無条件的受容への取り組み方の研修を深めようと思った。」

(14)「研修報告書」 11月13日 「教育課題『いじめ・不登校』」

「午前中は「最近のいじめの要因や背景と対策」を研修テーマに設定し、閲覧室から関連する本を10冊借りてきて、また用意された1冊の冊子を読書学習した。

午後は午前の資料をもとにレポート作成した。・・・」

「研修テーマ(レポートテーマ) 最近の「いじめ」の要因や背景と対策」

「・・・無条件的受容・共感的・出会い的な声かけをする。またいじめにつながる差別発言については厳しく叱ること。

さて以上は、教員あるいは学校組織として、「いじめ」の問題の克服として、「人間関係つくり」と「自尊感情を高める」ことについて取り組むことを述べてきたが、ここで、もう一つの提案がある。それは「ストレスをなくす環境つくり」である。

子ども達と一緒に(むしろ本人たちは自分たちが中心に思うように)、いじめる

必要を感じない(ストレスのない)校庭や校舎の環境をつくってゆくのである。時間や予算はかかるが、学校・保護者・地域・行政の理解を得ながら、少しずつ取り組めば、いつか「いじめ」の(必要の)ない学校つくりがだんだんとできてゆき、未来への資産となるであろう。」

(14)「研修報告書」64 12月1日 「生活指導」

「生徒の問題行動に対して教員は「力に力で対抗しようとする」傾向があること、ストレスは人間の活動を高めるためのアクセルだが、過度になるとマイナス作用を起こす。教員がその状態になったとき、生徒の問題行動が起こってしまう。ストレスの要因をストレッサーと言うが、生徒の問題行動のストレッサーは多様であることを教員は心がけていなければならない。」

(なお、この日に控訴人は、 統括指導主事より、「あなたはスーパーティチャーになれる。是非現場に戻って、このこと(研修内容)を伝えて欲しい」と言われている。)

(15)「研修報告書」66 12月2日 「生活指導」

「従来の生活指導が陥りやすい欠点として

感情や力による指導 ・裏表のある生徒を育てる

- ・一部の教師だけによる指導体制に陥る。
- ・「力」が逆転した時点で指導が成り立たなくなる。

(なお、この日の鈴木統括主事から、「成果を上げましたね。これから現場に戻って中核となり、教員を続けて欲しい」という趣旨のことを控訴人に述べている。録音証拠提出済み。甲172の1)

(16)「研修報告書」94・95 平成15年1月6日 「ガイダンス・課題研究」

「午前の前半は、今までの研修の成果についての報告をし、これからの研修についてのガイダンスを受けた。今までの研修の中では、服務や法律、生徒理解と人権、学校の組織、学年学級経営等について、じっくりと再確認ができ、自ら反省し、これからへの自らの課題を発見することができたことが成果のひとつであり、更に、

教育相談室や社会福祉奉仕体験研修によって、広い視野をもって、学校の生徒や保護者を見ることができ、また地域との連携、特に社会教育関係とのコーディネーターの必要性を感じ、自分自身が少しでも役立てればと考えるようになったことがもうひとつの成果である。」

(17)「研修報告書」102 1月15日 「教育相談」

「 先生から、大妻女子大学児童臨床センター講師の立場で講義をしていただいた。現場を離れて何ヶ月か研修をして、現場を見てみると、自分が現場にいた頃や今現在現場にいる教師の様子を、やや冷静に客観的にながめることができるのではないか、そして今日は小平市の教育相談室長の立場でなく一般的な立場での話されるとのことだった。

教師の陥りやすい傾向として、権威的(いばっている、えらぶっている)、拒否的・否定的(欠点の指摘、指導にせっかち)、自分本位・相手の感情無視、自分の枠組み・概念的枠組みでしか子どもや親を見ない、指示的・説教好き、自分の態度・見方・かかわり方への反省がない、決めつけたがる、結論を急ぎたがる、原因の追求に急、根掘り葉掘りたたみかける、考える余裕を与えない、一つ一つまとめたがる、受容に欠ける、抽象的、があげられるそうだ。自分をふり返ってみて納得できる項目がある。気を付けなければいけないと思った。この傾向は教師同士でも出現して組織がうまくいかなくなることがあるので、全教職員が気を付けなければならない。

これらを解消するには、共感的、肯定的、許容的、受容的、傾聴(耳を傾けて、心を傾けて)する相談的態度を心がけた相談的教師を目指すことが大事だそうである。最近の小平市の教育相談で以前より増加しているのが、キレる親、自信のない親の相談だそうだ。少子化や離婚や家族の高齢化や不況等々、家庭での教育環境はあまりあてにできなくなってきている。そういった中でも教師の働きかけで子どもはしっかりやっていけるそうである。

初めは意識して相談的教師をめざし、いずれあたりまえのように相談的教師にな

れるよう努力しようと思った。」

(18)「研修報告書」106 1月21日 「心の教育」

(「心の教育」は 統括指導主事より「現場に戻ったときに校内研修などで利用 してください」と言われて渡されたUSBメモリーに入っていた資料である。)

「「心の教育」についての講義(OHP、VTR含めて)を受けた。

「心の教育とは」と問われて東京都教育長の回答が「生命を尊重する心、他者への思いやりや規範意識、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心等、豊かな人間性の育成を目指しており、学校教育において取り組むべき重要課題である。」だったそうで、この文言が正に心の教育について言い表している。」

(19)「研修報告書」108 1月22日 「部活動」

「しかし、その10ヵ月後に体罰という服務事故を起こしてしまったことは自分としては情なく思う。分析してみると、2人の顧問のうち、自分自身は女子の監督をする機会が多く、女子部員に対する生徒理解については教育相談的な姿勢である程度臨めたが、男子部員にはやや弱かったこと、また3年生には直接教科指導をしていないため、さらに生徒理解とその把握ができていなかったことが背景にある。宿泊を伴う大会で、男子部員の保護者が引率協力してくれて前回の就寝指導やベストコンディションつくりについても一緒に取り組んでくれたにもかかわらず、それが徹底できなかったこと、特にベストコンディションを作ることを伝えるべき3年生がその逆の行動をとり、しかも2年生に強いるような行動をとってしまったことに対して、自らの指導力不足を露呈すべくたたいてしまったことを深く反省しまた対象生徒に申し訳なく思っている。また当人がその後もずっと自分と一緒に部活動に4ヶ月間(8月末頃)まで、それまで通り参加してくれたことに感謝している。」

3(1)以上のとおり、控訴人は、「そつなくこなしていた」と言うにはおよそと どまらない多大な研修成果を挙げていたものである。このことを看過した、原判決には、昭和48年判例で示された「要考慮事項の不考慮」の違法が明白に存在する。

(2)なお、上記では一つ一つ上げなかったが、控訴人は、体罰問題のみならず、

服務と教育公務員についても重点的に研修を受けていた。本件における各職務命令違反の適否はさておくとしても、控訴人は、例えば、「憲法 1 5 条からはじまって地方公務員法 3 8 条まで学習し、教育公務員としての服務上の義務、身分上の義務について整理できた。また『教職員の服務の厳正について』を読み、具体的な問題点について学んだ。」と述べるなど(甲 2 7 「研修報告書」 1 0 月 8 日「服務」の項)、服務についても重点的な指導を受け、成果を上げている(なお、1 0 月 2 7 日にも「服務」について重点的な研修を受けている。甲 2 7)。

(3)なお、研修成果について、小平市教委の稲葉理事は、人事委員会での尋問に対して以下のように答えている。(甲81。人事委の稲葉証言)

項目88(「都教委に研修成果の報告は上げていたのか」という質問に対して)

「成果というのはその最終的な結果的なものも含めるとちょっとまた定義付けが難しくなる、しないといけないと思うのですが、先ほど申し上げたような、研修状況、どのような取り組み方をしているか、遅刻はないかというような、そういったことの報告は随時やっておりました。・・・」

項目91~92(都教委に正規の報告書を上げたかという質問に対して)

「それはやっておりません。」

項目97(都教委に研修成果を伝えておくべきとの認識があったかという質問に対して)

「そうですね。ただ、その成果というものは文面だけでは判断しきれない部分がありますのでね。3月31日まで命じておりますので、最終的には都教委とも相談しながら疋田請求人のその研修の成果というものを検証する。その手立てというものは相談していたところです。ですから、途中経過での報告というのは、あくまでもその途中の取り組み状況、研修態度、そういったものの情報のやりとりです」(つまり、分限免職発令時には、市教委もいずれするつもりはあったが未だ研修成果を検証していなかった。そのことは都教委も協議を受けて分かっていたということになる。そもそも分限免職を発令した都教委は、研修成果などハナから見る気な

どさらさら無かったことの何よりの表れである。)

以上からすれば、小平市教委自身、控訴人の最終的な研修成果を検証していなかったこと、および、小平市から都教委も最終的な研修成果を上げられないまま、したがって控訴人の研修成果を考慮しないままに、本件分限免職処分を行ったことは明らかである。

これは、48年最高裁判例「要考慮事項の不考慮」にあたり、最高裁判例に違反する重要な違法があることはこのことからも明白である。

<u>もし、都教委において、控訴人の研修成果について、検討を加えた資料があるので</u> あれば、本件訴訟において是非とも開示されたい。

(4)なお、付言すれば、研修内容および研修担当官の控訴人への対応からしても、 研修を実施した小平市教委においては、控訴人の原職復帰を想定していたことも明 らかであることを強調しておく。

第4 「私物」問題について

- 1 「争いのない事実もしくは証拠により容易に認定できる事実」について
- (1)全く使用されなかった私物があった?

原判決は、控訴人が所持していた物品中には「全く使用されなかったものもある」と、「争いのない事実もしくは証拠により容易に認定出来る事実」の項における事実認定において、あっさりと認定している(原判決55頁)。

しかしながら、控訴人の持ち物については、すべて、教材ないし学校行事など、 学校内外の教育活動に用いていたことは控訴人が散々述べてきたところであって、 上記原判決の事実認定は重大な事実誤認である。

のみならず、被控訴人においても「全く使用されなかったものもある」という主張はもちろん、立証は行っていないはずで、何故に原裁判所がかような事実認定を行ったのかは全くの謎である。

原裁判所に何らかの思い込みがあったとしか思えない事実誤認である。

(2) 平成14年5月の、校長による私物撤去の口頭での指示

原判決は、「争いのない事実もしくは証拠により容易に認定出来る事実」の項に おける事実認定において、「澤川校長が控訴人に対して、平成14年4月30日、 5月7日、20日に、理科室及び理科準備室の私物を撤去するよう口頭で指示した 」旨、認定している(原判決33頁)。

しかしながら、録音証拠(甲169の2。7頁)によれば、翌年平成15年5月29日の時点においてもなお、澤川校長は控訴人に対しては、「まあこう、片付けられるものは早めに片付けてほしいなあ」と言っているに過ぎず、これは単なるお願いであって、これをもって口頭での指示とまで評価することはおよそできない。

まして、この時点より1年以上前の平成14年4月30日、5月7日、20日の時点で口頭であっても撤去の指示が校長からあったとはおよそ考えがたい。

これを、違反することに何らかの法的意味を持たせた原判決の認定は、客観的な録音証拠を無視したのみならず、当の澤川証人ですら、平成14年5月の時点ではお願いに過ぎないと明確に述べているのであって、何らの証拠にも基づかない、全く誤った、重大な経験則違反のある事実認定である。

- 3 「当裁判所の判断」に関して(51~53頁)
- (1) 一部のみ授業やクラブ活動で使用?

原判決は、「控訴人の持ち物の一部については、授業やクラブ活動で使用したものがある」旨、認定している(52頁)。

しかし、これは既に述べたとおり、持ち物の一部のみ授業やクラブ活動で使用したに過ぎないものではなく、すべて教育活動に用いたものであり、原判決には重大な事実誤認がある。

(2)音響機材は視聴覚で使用されることはなかった?

また、原判決は、音響機材は実際のビデオ視聴の際に使用されることはなかった 旨、認定している。

しかし、ビデオモニターに音響機材が付属しておらず、控訴人が提供した音響機

器をビデオの音出しのための音響機材として利用していたことは控訴人が詳しく説明してきたとおりである。なお、これに対しては、被控訴人からの反証は何もない。

しかるに、何故に原裁判所はかような認定を行ったのか?全く理解不能である。

なお、問題の音響機材は、五中視聴覚室の音響機材として利用してもらうために 五中に置いてきており、まだ控訴人は引き取っていないので、音響機材の使用状況 についての検証を求めたい。

(3)校長からの指示がお願いとするのは独自の見解?

また、原判決は、平成14年4月ないし5月の校長の控訴人に対する私物の撤去は「指示」であって、「お願い」とするのは控訴人の独自の見解であるとする。

しかし、「指示」であると解釈することこそ、録音という客観証拠に反する見解 であることは前述したとおりである。

(4)また、原判決は、他の教員の迷惑を強調し、当然に片付けるべきであった旨、判示する。

しかし、人事委員会における 証人の尋問調書(甲79)からも明らかなとおり、同僚の 教諭も「別に困っていなかった」のである。なお、控訴人が使用していたのは、第2理科室・第2理科準備室であり、第1理科室・第1理科準備室を使用していた 先生には、控訴人は特に荷物による圧迫を加えておらず、迷惑をかけていない。

原判決の「他の教員に迷惑」は実情を無視した単なるまったくの憶測に過ぎない。 (5)また、原判決は、小平五中には軽音楽部がないのに、音楽機材を持ち込んだ ことを問題視しているようである。

しかし、原判決には、軽音楽機材に関する誤解があるようである。

すなわち、控訴人は、軽音楽機材については、小平五中赴任時には、五中には持ち込まずに(まずこの点で、原判決には誤解がある。)東久留米西中に残してきた。

しかし、西中で軽音楽部が廃部となったために、西中より控訴人に対して引き取り要請があった。

そのため、いったん控訴人が五中で引き取り、視聴覚準備室に置いていた。

ところが、教員間から、使用していない視聴覚準備室を会議室に使おうという話が持ち上がり、ちょうどそのころ、文科省の指導要領の改訂があり、中学理科で「音」の単元を行うこととなり、音の実験に使うために、音楽機材を理科準備室に置くこととなったものである。

この点については、主に控訴人の陳述書・本人質問で立証してきたが、原判決で このような指摘をされることは想定していなかったので、新たに主張整理をすると ともに、立証も改めて行う予定である(立証方法は検討中である)。

(6)西中でも問題?

原判決は、控訴人の荷物が、西中でも問題視されていた旨、認定する。

しかしながら、その根拠となる証拠は怪しげな告発文であり、その内容は全く検 証されていない。

逆に、告発文については、 証言や控訴人本人の陳述・陳述書がその内容を否 定している。

原判決が、何故に、裏付けがなされていない告発文を事実認定に用い、反対尋問にも耐えた 証言・控訴人本人陳述を何故に事実認定に用いなかったのか、理解に苦しむ。

(7)私物問題について最後に一言

あ)被控訴人は、控訴人の「私物160箱」という量の多さをことさらに強調する。 しかし、みかん箱160箱というのは、実はたいした量ではない。

実際に裁判所においては是非実験をしていただきたいと思うのだが、判例時報1セットと判例タイムズ1セットで、大体みかん箱160箱程度には達してしまう。 裁判所の裁判官室には広い棚が常備されているだろうから、荷物が乱雑になることは無いであろうが、恥ずかしながら代理人福島の事務所は手狭なので、本件記録(裁判所に提出していない資料類も含めるとみかん箱10箱くらいになっている)も含めて、控訴人の五中の理科準備室とは比較にならない「乱雑さ」となっている(何

だったら検証されても良い)。

控訴人が、教材等、教育充実のために持ち込んだ荷物の量は、決して非常識なほど多くはないのである。

控訴審においては、「160箱」というイメージに惑わされることなく、冷静な 事実認定を望む次第である。

い)また、そもそも論を言ってしまえば、仮に、控訴人に整理能力の不足があった としても、そのことをもって直ちに、「教員として不適格」と言いうるだけの事由 たり得るかという根本的な問題がある。

荷物が崩れて生徒が怪我をするとか、性教育教材が不用意に生徒の目に触れると言うような事故でもあればともかく、荷物については見かけは乱雑だったかもしれないが崩れて事故が起こることがないように注意して保管していたし(実際に事故は全く起こっていない)、性教育教材も生徒の立ち入ることが出来ない理科準備室内に厳重保管していたものであり、生徒の目に触れることも一切なかったものである。

第 5 自動車通勤問題

1 原判決は、自動車通勤について、「通勤届の正規の手続について確認したり、自動車通勤について父親と同席して補足説明したり、必要な資料について問い合わせをすることができた」旨、判示する。

しかしながら、控訴人は、自動車通勤のたびにその都度の変更届を提出している。 この変更届の提出は、他ならぬ教頭の指示によるものである。平成14年8月5日 に指示されたものである。控訴人は、その指示に従って、変更届を出し続けてきた。

それ以上に、控訴人は、例えば、職場委員の立ち会いを求めて自動車通勤が認められない理由を尋ねたり(甲167の2)、校長に対して自動車通勤不許可の根拠について問い合わせるなどの努力もしている(なお、根拠規定について校長は答えられなかった。甲168の2)。

すでに、控訴人としては、自動車通勤を認めてもらうために充分な努力をしているのである。むしろそのような控訴人の努力をのらりくらりとかわし続け、自動車通勤を認めない通知を理由もなく2ヶ月以上も抱えたまま控訴人に手渡しもしなかったのは澤川校長の方である。

原判決は、そのような控訴人の努力と、それを嘲笑うかのような校長・教頭の不 誠実きわまりない対応について全く見逃している。

2 また、原判決は、「校長の職務命令に対して大声を上げ耳をふさいで職員室内を歩き回る、無視をする、職務命令文書をくしゃくしゃに丸めて教頭のシャツの胸ポケットに押し込むなどの前記認定にかかる行動は、社会人としての節度を失った子どもじみたものといえるものであって、もはや正当な抗議として許容される範囲を超え、上司の指示・注意を軽視した反抗的・挑発的な態度であるばかりではなく、教育公務員としての信頼を損なうと評価されてもやむを得ない程度・態様に至っていると言わざるを得ない。」と判示する。

しかし、原判決は、控訴人がかような行動をすることを余儀なくされた経緯、すなわち、澤川校長と岡崎教頭の、それこそ教育公務員としてあるまじき子どもじみた社会人としての節度を失った控訴人に対する先制攻撃の存在を見逃しており、誠に不当である。

(1) すなわち、まず、平成14年8月5日、控訴人は、澤川校長に校長室に呼ばれ、「お父さんいかがですか?」などといかにも自動車通勤を認めるかのような会話を交わした後に、いきなり岡崎教頭が校長室のドアを閉めて塞ぎ、突然に威圧口調で自動車通勤を認めない職務命令を読み上げる、というだまし討ちをされたことが先行していた。

(ちなみに、この直後に、控訴人は、岡崎教頭から指示されて、その都度の通勤方法変更届を提出するようになっている。)

(2)また、職務命令書を丸めてくしゃくしゃ、のときにも、その当日(平成14年9月20日)の直前に、控訴人のこの行為の前に、澤川校長と岡崎教頭が、控訴

人を追いかけまわし、挟み撃ちにして逃げられないようにして、職務命令書を無理 やり手渡すという、控訴人の行為に比べても一層社会人としてあるまじき行為を、 校長・教頭自身が行っている。

むしろ、社会人としての常識のない、教育公務員としての信頼をひどく損なう行 為を行っているのは澤川校長と岡崎教頭なのである。

そのことを原判決は故意にか過失にか見逃している。

かような、社会人として非常識な校長・教頭の先行行為があったにもかかわらず、 それについてはとくに問題視することなく、前後の文脈を無視して控訴人の行為の みを単独で取り上げ、「社会人として非常識」と判定し、教員としての不適格性の 表れであるとまで判示した原判決は、誠に不公平かつ恣意的であると言わざるを得 ない。これで、控訴人が教員としての適格性を欠くというのであれば、澤川校長・ 岡崎教頭はより一層教員としての適格性を欠くということになるが、両名とも(澤 川校長は転任先で問題を起こしはしたものの)未だに校長として勤務を続けている。

かような事情の中で、独り、控訴人のみを教員として不適格と認定して分限免職処分にまで追い込んだ都教委のやり方は誠に不公平と言わざるを得ないし、これを追認した原判決もやはり不公平である。前提事実に誤認があるか、あえて事実を無視した理由齟齬の違法があると言わざるを得ない。

3 そもそも自動車通勤は許可制なのか?という控訴人の提起した争点に原判決は 答えていない。

小平市庶務規定によれば、公共交通機関による通勤が困難な一定の事由がある場合には、職員は自動車通勤をすることが出来る旨の規定があり、小平市庶務規定中には「許可を要する」という文言は一切無い。

許可について言及しているのは、校長等あての通達のみであり、この通達は、市 議会が制定したものでもなく、議会制定の条例の委任を受けて制定されたものでも なく、単なる通達である。しかも、一般職員には公開されていない。

かような一本の通達のみに基づいて、許可制となし得るのは、法による行政の原

則に反する。通達には、一般職員を拘束する法規範性はないはずであり、客観的に 通勤を必要とする状況にあれば、許可を得なくとも自動車通勤は認められるはずで ある。

しかるに、原判決は、憲法解釈にも関わるこの重要な争点には一切答えておらず、 理由不備、理由齟齬の、あるいは憲法違反の違法がある。

第6 体罰事情聴取・確認書等

1 体罰事情聴取拒否について

原判決は、控訴人が、第三者の立ち会いを求め、第三者の立ち会い無しに聞き取りに応じることを拒否した点について、ICレコーダーで録音できたから第三者の立ち会いは不要であった旨判示し、事情聴取に応じなかった控訴人を批判する。

しかし、控訴人が事件について事情を知る第三者の立ち会いを求めたのは、単に 後々の記録にとどめることだけが目的だったのではない。

従前から、前述したように、自動車通勤の件などで、澤川校長には騙されてきた 経緯があったため、単なる録音では足りず、聞き取りのその場における正確な事実 確認を行う必要があった。そうしないと如何に録音しようが、澤川校長がいかなる 虚偽の内容を報告するかという多大な恐れがあったために、控訴人は事情を知る第 三者の立ち会いを求めたものである。

したがって、「録音できたから立ち会いは不要であるはず」との原判決の判示するところは、澤川校長による控訴人攻撃の実態を全く理解していない。

実際に、澤川校長は、平成15年5月30日付け報告書において(原審の送付嘱託により顕出されたもの)、「また、本校の職場には、体罰を容認する雰囲気がある。そのため疋田教諭の言動を積極的ではないにしても、支持する教員が少なからずいる。このような悪しき風土を打破するためにも厳正なる処置をお願いしたい。」などと記載している。

ちょうどこの同時期に、岡崎教頭が顧問を務めるバスケットボール部での部員丸

刈り事件、別の教員による女子生徒鼓膜損傷体罰事件があり、そのいずれもが校長 ・教頭によって隠蔽されたことを想起されたい。

にもかかわらず、澤川校長は、自らが体罰隠蔽を一方では行っていながら、五中における体罰容認の雰囲気(これがあったのは事実であろう)をすべて控訴人独りの責に負わせるかのような報告書を提出しているのである。

このことからも、第三者の立ち会い無しに、澤川校長からの事情聴取に応じることに対して、控訴人が如何に警戒心を抱いたか、そしてそれが如何に無理からぬことであったかは如実に明らかであろう。

したがって、かような澤川校長と控訴人の関係、澤川校長から控訴人が圧力を受け続けていた関係に鑑みれば、控訴人が立会人無しに事情聴取に応じなかったことも誠に無理からぬ点があり、このことをもって、教員としての不適格性の表れと評価することはできないものである。

2 「確認書」の件

いわゆる「確認書」の件も同様である。

控訴人がそれまで散々澤川校長から騙され続けていた、圧力を受けていたという 状況があったなかで、控訴人としてはやむなく、Bさんに「確認書」のようなもの を書いてもらおうと考えるに至ったものである。

しかも、ここで考慮しなければならないのは、この「確認書」が単なる自己保身 の動機のみによるものではなかったという点である。

すなわち、控訴人としては、「確認書」のお願いをした時点では、Bさんご自身 も未だに本件が体罰ではないことに納得していると誤解していたために、校長によ り当事者の意向に反して体罰事件として紛糾させられると、かえってB君・Bさん にも迷惑が及ぶと考えていた。

つまり、単なる自己保身のための行動ではなく、B君・Bさんを校長による騒動 に巻き込みたくなかったという一種の教育的配慮があった上での行動であった。

したがって、決して適切な行為であったとはいえないにしても、単なる自己保身

でも隠蔽工作でもなく、教員としての不適格事由として重要視すべき事情ではない。 少なくとも、分限相当とすべきほどの事情ではない。

もちろん、その日のうちに、控訴人はBさん自身の意向を聞いて、「確認書」作成願いを直接Bさんに対して撤回している(この点には争いはないものと思われる。)。

また、研修により、認識を改め、体罰事件とともにすぐに謝罪を行っている(乙8添付謝罪文)。この点からも、行為時に不適格性を伺わせる事情が認められたとしても、研修成果によりその点は解消され、処分時には、既にこの点に関する不適格性の徴表事由としては消滅していたものである。

懲戒であれば、過去に行った非違行為は消え去らないので、反省し、認識を改めていたとしても、非違行為に応じた処分を受けるのが相当である。

しかし、本件は、懲戒ではなく分限処分である。分限処分は、「処分時において もなお、不適格性が認められること」が必要であることは言うまでもない。処分時 において研修等により改善され、行為時にあった不適格性の徴表事由が解消されて いれば最早、分限処分は出せないはずである。

原判決は、この点も見逃している。

3 聞き取り虚偽申告

市教委の聞き取りに対する虚偽申告も同様の事情である。

控訴人が、聞き取り当時も自らの行為を体罰と認識していなかったから、結果と して虚偽申告となったものでもある。

なお、この点についても、研修により改善され、更にBさんに謝罪も行い、さらには自ら再調査の申し出まで行っていることから、既に本件分限処分時には、不適格事由としては解消されている。

原判決はこの点も見逃している。

第7 その他事実誤認

その他、細かい点にはなろうが、原判決における事実認定中、あまりにも事実誤認が明らかな点について、若干指摘しておく。

(1)生徒B父親来訪時の控訴人の対応

平成15年5月8日に、生徒Bの父親が控訴人のところへ尋ねてきたときに、控訴人は「何しに来た!」と言って、壁にラケットを投げつけたことになっている。

これは、都教委によるBさん聞き取りを原資料として、それに基づくBさん陳述書から認定されたと思われるが、控訴人の主張は真っ向から反している。控訴人の体験しているところの事実は、ラケット投げ付けなど無く、穏やかに話し合い、結局Bさん・B君には納得してもらった、というものである。

ところで、録音証拠でも出している、平成15年9月5日の保護者説明会(甲171の2)では、澤川校長自身が、「5月8日時点ではBさんは納得していたが、自分は捨て置けないと判断して問題とした」旨、明確に述べている。

5月8日当日に、体罰の件でわざわざ控訴人に面会に出向いてみたら、いきなり 怒鳴りつけられ、しかもラケットを壁に投げつけられるまでされながら、Bさんが 「納得する」ということは俄には信じ難い。

9月5日の校長の発言(客観証拠の録音あり)からも、5月8日の控訴人のBさん・B君への対応の態様については、Bさんの述べるところは経験則上からも信じ難く、むしろ控訴人の述べるところの事実が自然である。

この点でも、原判決には事実誤認がある。

(2)原判決48頁

控訴人の研修成果をほめた人物名が「 指導主事」と記載されているが、 氏は、自動車通勤の件で控訴人に圧力を加えてきていた小平市教委の管理主事である。

平成15年12月に研修において控訴人の研修成果をほめたのは、 指導主事である。

些細な間違い、もしかしたら単なる誤記かもしれないが、原判決の事実認定のお

粗末さの一端を示すものとして、また、訂正を要すべき明白な誤りとして指摘して おく。

第8 法律解釈上の問題

最後に、法律解釈上の問題について若干触れておく。

- 1 内申の問題(地公行法38条1項)
- (1)原判決は、地公行法38条1項の「内申」としては、小平市教委による「厳 正な処分をお願いする」との内申をもって足りるものとしている。

しかしながら、市教委が控訴人の分限免職ではなく、復職を想定していたことは、 市教委が控訴人に行った研修内容からも、また、分限免職後の市教委の稲葉理事の 混乱ぶり(甲60の2)からも明らかである。

(2)ところで、教職員については、教師が、社会的にその専門性を公認する教育免許状を取得したうえで教育公務員として採用されているので、その職務遂行能力の有無に関する判断を行う分限処分にあっては、相当に慎重な事実の認定とその評価を経たうえで分限処分がなされるべきものと言える。分限処分にあっては、単発的な非違行為を根拠としてなされる懲戒処分とは異なり、その矯正し難い性格に由来する教師としての不適格性を示すと考えられる行為のそれぞれにつき、それが本当に矯正し難い性格に由来しているのかの吟味、そして、更には分限免職処分にあっては「特に厳密、慎重」(昭和48年最高裁判決)な吟味が求められる。そして、分限処分を基礎づける個々の行為のこのような評価をなしうるのは、基礎自治体によって設置された学校に勤務し、その給与を都道府県が負担する教諭について言えば、現行法上その服務監督権者である基礎自治体の教育委員会なので(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)43条)、そのような教諭の任免権者であり、教諭に対する分限処分を行う権限を現行法上有している広域自治体の教育委員会(地教行法37条)は、基礎自治体の教育委員会による個々の行為の吟味を待つことがその原則となるとならざるを得ない。地教行法38条1項が、「都道府

県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を 行うものとする。」と規定し、服務監督権限を有する市町村教委からの内申を都道 府県教委による任免権限行使の必要要件としていることも、この理を反映してのこ とである。

もっとも、実務においては、市町村教育委員会から都道府県教育委員会に提出される内申は白紙委任状的なものとなり、内申提出の前後においてなされる両教育委員会の間の書面化されないやり取りにおいて、市町村教育委員会が行った吟味に関する情報が市町村教育委員会から都道府県教育委員会に提供されるのが一般的な慣行となっているようである。このような慣行については、内申制度の形骸化を招くとの疑問もあるが、ここでは、このことをさておき、次のことを指摘する必要がある。服務監督権限と任免権限が別々の行政主体に割り振られているので、任免行為を実質化するためには服務監督権者からの情報提供に依拠せざるを得ない以上、市町村教育委員会が分限処分発動に当たって求められる先のような事実の吟味を行わず、提出しないままで処分をなすことは原則として許されない、ということである。そして、服務監督権者による事実の吟味を欠いたまま、あるいは、服務監督権者によって吟味された事実の報告を受けることのないまま、任免権者によってなされた分限処分は、服務監督権者による内申が形式的なものにとどまり、違法であると解される。

(3)本件では既に見てきたとおり、服務監督権者である市教委において、未だ控訴人の研修成果の吟味も行われないでいたことは、稲葉理事の人事委での証言でも明らかである。

このように、服務監督権者である小平市教委による事実吟味を欠いたまま、そして事実吟味についての具体的報告を処分権者たる都教委が受けないまま、本件分限 免職処分が発令されたことは明らかである。

したがって、地公行法38条1項の関係でも「内申を待って」処分がなされたものとはいえず、本件分限免職処分は違法を免れない。

2 降格でなく、免職の場合は厳格に判断すべき

控訴人は、昭和48年判例に基づき、分限降格ではなく分限免職の場合には、より厳格に分限処分の要件を考慮しなければならない旨主張したが、原判決は、この点については何ら触れていない。

この点で、原判決には、審理不尽、理由不備、理由齟齬の重大な違法がある。

3 教育公務員の分限の特殊性について答えていない

控訴人は、旭川学テ最高裁判決を引き、教育公務員の場合には、児童生徒の学習権の担い手としての専門性があることから、教育公務員の適格性の判断については一般公務員と異なり、その専門性を重視し、裁量を広く認めるべきであって、職務命令違反については、教員の裁量の広範さから、不適格性事由としては限定的に捉えなければならない旨主張をした。

しかるに、原判決は、この点には何ら触れることなく、「私物が多すぎる。片付けるのは当たり前」「自動車通勤に対する反抗が子どもじみている」などと述べるのみで、校長からの職務命令の教育上の意味や、それに従わないことが教員の教育活動の裁量の問題に鑑みてもなお違反することが不適格性の徴表といえるのかという点についての吟味は一切行わなかった。

この点において、原判決は、控訴人の主張に全く答えておらず、審理不尽、理由 不備、理由齟齬の重大な違法を免れない。

第6 結語

1 以上みてきたとおり、本件においては、原判決の認定は、事実認定においても 法律判断においても杜撰であるとの誹りを免れ得まい。

特に事実認定においては、録音などの客観証拠を重視せず、伝聞の聞き取り書(しかも上記指摘したとおり、作成状況・内容に明らかに不審な点が見られる)、果ては、どこの誰がどのような根拠に基づいて作成したものか分からない怪文書の類を事実認定の根拠としたという、まことに裁判所の事実認定としては不可解極まる点

が多い。

- 2 本件は、いくつかの処分事由があっての分限免職処分であったが、このうちのいわゆる「私物」の件、また自動車通勤の件については、そもそも教育公務員としての不適格性の徴表事由たり得るのか、という根本的な疑問もある。
- 3 また、体罰・いわゆる「確認書」問題については、確かに行為当時の控訴人の 状況に鑑みれば不適格性の徴表と見られないこともないが(ただし、本来は、非違 行為としての懲戒処分の対象であるべきである。)、研修成果により、本件処分時 には体罰行為などに関する不適格事由は改善されて最早消滅していたものである。
- 4 かように、本件分限免職処分は、最高裁48年判例が指摘した、「要考慮事項の不考慮」「考慮禁止事項の考慮」の双方の違法性を具備した、48年判例が想定したところを地で行くようなケースそのものである。
- 5 すでに、教員の分限免職を違法とする判例は、大阪・広島など、高裁レベルで も複数出されている。

当裁判所においても、本件につき、何が真実であるのかという事実認定の問題、 そして、そもそも公務員の分限免職処分というものはよほどひどい公務員に対して でなければ出されないものであるとの地方公務員法の原点に立ち返った、冷静かつ 慎重な審理および判断を心より望む次第である。

以上